

認定農業者制度について

① 認定農業者制度とは…

「農業経営基盤強化促進法」に基づき、市が策定した「基本構想」に示された農業経営体を目指して、5年後の経営目標に向かって農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者が作成した「農業経営改善計画」を市が認定し、その計画達成に向けた取組を関係機関・団体が支援する仕組みです。

【支援制度】 低金利の融資制度、機械・施設の導入補助、農用地利用集積の支援など
* 一部の支援制度では地域計画の目標地図に位置づけられる必要あり。

② 認定を目指す農業者は…

～ 今後も農業で頑張っていこうとする意欲ある農業者 ～

- 現在、農業を専業とし今後も更なる経営展開を目指す農業経営者
- 定年後の人生を地域農業の担い手としてがんばろうとする農業経営者
- 地域内の農用地の利用・管理を主体的に担う農業生産法人等

③ 改善する内容は…

- 経営規模の拡大（作付面積、飼養頭数、6次産業化など）
- 生産方式の合理化（機械・施設・新技術の導入など）
- 経営管理の合理化（複式簿記、経営分析など）
- 労働条件の改善（臨時雇用、休日の導入など）



4つの観点から総合的に
経営改善を図ろうとする
計画

④ 認定基準は…

- 計画が市で定める基本構想に照らして適切であること。
 - ・ 年間農業所得（5年後）が概ね420万円以上（農業収入 - 農業経費）
 - ・ 年間農業従事時間（5年後）1,800時間程度
- 計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- 目標達成が可能な計画であること。

⑤ 認定農業者になるには

- 農業経営改善計画認定申請書の作成
- 計画書を市役所農林水産課に提出
- 審査会による審査
 - * 審査会は、市・農業委員会・農業協同組合・農業関係団体等で構成する。
- 審査会の結果を受け市長が認定
- 認定書を送付
 - * 計画の認定期間は5年で、再認定には同様の手続きが必要となります。

問い合わせ先：淡路市役所農林水産課 TEL(0799)-64-2512

認定農業者になるには・・・

～ 申請から認定までの流れ ～

○相談の受付（窓口） 〔 申請者 ⇒ 市役所農林水産課 〕

随時

（申請に関する資料をお渡しします）

○『農業経営改善計画認定申請書』（以下、申請書）の作成 〔 申請者 〕

現状の農業経営内容等を踏まえ、必ず北淡路農業改良普及センターの普及員の指導を受け、申請書を作成すること。
計画作成に当たり、相談日を設けておりますので下記までお問い合わせください。

- 北淡路農業改良普及センター
住所 淡路市志筑 1421-1
電話 0799-62-0671

○申請書の提出 〔 申請者 ⇒ 市役所農林水産課 〕

認定審査会開催月の前月15日まで（6月、11月、2月）

申請書を市役所に提出（連絡先を確認）
申請者が法人の場合は、法人の定款の写しを添付すること。

○申請書の精査 〔 市担当 〕

申請書内容に関して、申請者に対する事前ヒアリングを実施する場合があります。

○認定審査会 〔 審査員、市担当 場所：市役所 〕

年3回：7月・12月・3月上旬

審査員により、認定基準に合った計画内容が審査する。
審査員の構成

- ・農業委員（各地区代表）
- ・農業協同組合
- ・農業関係団体（認定農業者連絡協議会、集落営農組織連絡協議会）

○認定書の交付（結果報告） 〔 市 ⇒ 申請者 〕

認定審査会の結果を受け、市長が認定農業者に認定します。
認定された方には、認定書を郵送します。

* 計画の認定期間は5年で、再認定には同様の手続きが必要となります。

* 申請書の受付から認定まで概ね1か月半程度はかかります。